

令和5年 第4回定例会

予算決算常任委員会記録（第1号）

令和5年12月12日（火曜日）

午前10時00分 開会

午後2時08分 散会

○出席委員（28名）

委員長	25番	佐藤 哲	委員	副委員長	19番	外崎 勝康	委員
	1番	須藤 江利加	委員		2番	工藤 裕介	委員
	3番	志村 洋子	委員		4番	三浦 行	委員
	5番	赤平 泰衛	委員		6番	工藤 賢生	委員
	7番	竹内 博之	委員		8番	樋川 篤子	委員
	9番	竹浪 敦	委員		10番	成田 大介	委員
	11番	坂本 崇	委員		12番	齋藤 豪	委員
	13番	蛭名 正樹	委員		14番	畑山 聡	委員
	15番	石山 敬	委員		16番	木村 隆洋	委員
	17番	千葉 浩規	委員		18番	野村 太郎	委員
	20番	尾崎 寿一	委員		21番	蒔苗 博英	委員
	22番	松橋 武史	委員		23番	石岡 千鶴子	委員
	24番	三上 秋雄	委員		26番	工藤 光志	委員
	27番	清野 一榮	委員		28番	田中 元	委員

○出席理事者

総務部長	番場 邦夫	財務部長	奈良 道明
市民生活部長	岩崎 隆	福祉部長	秋元 哲
健康子ども部長	佐伯 尚幸	農林部長	森岡 欽吾
商工部長	西谷 慎吾	観光部長	神 雅昭
建設部長	木村 和彦	都市整備部長	小山内 孝紀
上下水道部長	小野 敦弘	教育部長	成田 正彦
人事課長	福士 太郎	防災課長	一戸 拓利
情報システム課長	羽場 隆文	財政課長	堀川 慎一
管財課長	工藤 浩	市民税課長	村元 広美
市民課長	尾坂 毅	福祉総務課長	秋田 美織

障がい福祉課長 成田 亜 弘  
介護福祉課長 齊藤 隆 之  
国保年金課長 葛西 正 樹  
農政課長 澁谷 明 伸  
商工労政課長 福士 智 広  
土木課長 工藤 昭 仁  
建築住宅課長 熊澤 靖 夫  
上下水道部総務課長 中村 洋 幸

生活福祉課長 佐々木 順 一  
子ども家庭課長 蒔 苗 元  
健康増進課長 山内 恒  
農村整備課長 柳田 尚 美  
観光課長 早坂 謙 丞  
道路維持課長 柴田 義 博  
地域交通課長 羽賀 克 順  
学務健康課長 相馬 隆 範

### ○出席事務局職員

事務局 長 佐藤 記 一  
主幹兼議事係長 蝦名 良 平  
主 査 附田 準 悦  
主 事 田村 宣 樹

次 長 堀 子 義 人  
総括主査 成田 敏 教  
主 事 外崎 容 史

午前10時00分 開会

◎委員長（佐藤 哲委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は27名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第76号から第78号まで、第80号、第82号及び第141号から第146号までの以上11件であります。

なお、審査に先立ち委員の方にお問い合わせいたします。質疑される方は、質疑する款項目かページを申し添えて御質疑願います。

本日は一括、質疑は3回までです。

答弁される理事者の方へお問い合わせいたします。答弁する際は、職名を添えて大きな声で委員長に発言を求めています。また、時間の関係もありますので、答弁は要領よく簡潔に願います。

まず、議案第76号令和5年度弘前市一般会計補正予算(第8号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 議案第76号令和5年度弘前市一般会計補正予算(第8号)について御説明いたします。

その内容は、歳入歳出予算の総額に17億3739万1000円を追加し、補正後の額を862億1201万6000円とするほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をしようとするものであります。

繰越明許費の補正は、人事給与管理システム改修業務委託料などに係る追加14件であります。

債務負担行為の補正は、城北公園交通広場指定管理料などに係る追加45件及び令和6年度弘前さくらまつり開催に係る経費の変更1件であります。

地方債の補正は、東部学校給食センター整備事業費に係る変更1件であります。

それでは、歳出予算について御説明いたしますので、15ページを御覧ください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の3373万7000円は、公務災害補償費を追加するほか、人事給与管理システム改修業務委託料及び自治体情報システムの標準化に係るFit&G

a p 業務委託料を計上するものであります。

3目財産管理費の3090万1000円は、弘前駅前地区再開発ビル維持管理負担金及び本庁舎に係る光熱費を追加するものであります。

5目支所及び出張所費の213万1000円は、岩木庁舎に係る燃料費及び光熱費を追加するものであります。

6目車両管理費の55万4000円は、公用車に係る燃料費を追加するものであります。

8目コミュニティ施設費の312万7000円は、地区交流センターなどに係る燃料費及び光熱費を追加するものであります。

11目諸費の5億7571万4000円は、過年度に実施した事業費の確定に伴う国県支出金等返還金を追加するものであります。

16ページを御覧ください。

2項徴税費1目課税費の826万7000円は、個人住民税システム改修業務委託料を追加するものであります。

3項1目戸籍住民基本台帳費の2854万5000円は、戸籍システム改修業務委託料を追加するほか、住民記録システム改修業務委託料を計上するものであります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費の284万4000円は、国民健康保険特別会計繰出金を追加するものであります。

17ページにかけての2目心身障害者福祉費の6億804万6000円は、障害福祉システム改修業務委託料を計上するほか、成年後見制度利用支援事業助成金などの福祉サービスに関する給付費を追加するものであります。

3目老人福祉費の2402万3000円は、老人保護措置費及び介護保険特別会計繰出金を追加するものであります。

4目社会福祉施設費の70万8000円は、燃料費及び光熱費に係る弥生荘指定管理料を追加するもの

であります。

6目後期高齢者医療費の4477万2000円は、後期高齢者医療療養給付費負担金を追加するものであります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費の7888万2000円は、地域子育て支援センター事業業務委託料などを追加するものであります。

18ページにかけての2目児童運営費の1億4953万7000円は、保育所運営費などを追加するものであります。

3目保育所費の869万3000円は、こども家庭センター設置に係る改修工事及び備品購入費を計上するものであります。

4目児童福祉施設費の23万円は、光熱費に係る弥生学園指定管理料を追加するものであります。

4款衛生費1項保健衛生費9目斎場費の814万4000円は、燃料費及び光熱費を追加するものであります。

2項清掃費2目じん芥処理費の231万9000円は、埋立処分場に係る光熱費を追加するものであります。

19ページを御覧ください。

5款労働費1項労働諸費1目労政費の580万円は、東京圏U J I ターン就職等支援金を追加するものであります。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の185万円は、雇用就農促進支援事業費補助金を追加するものであります。

6目農地費の63万5000円は、農業水利施設管理電力価格高騰緊急対策支援金を計上するものであります。

7款1項商工費3目観光費の9万1000円は、宿泊税検討委員会の設置に係る運営費を計上するものであります。

6目観光施設費の350万5000円は、追手門広場に係る燃料費及び光熱費を追加するものでありま

す。

20ページを御覧ください。

2項公園費2目弘前公園管理費の30万円は、光熱費を追加するものであります。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費の3410万5000円及び3項中学校費1目学校管理費の1672万円は、燃料費及び光熱費を追加するものであります。

21ページを御覧ください。

4項社会教育費1目社会教育総務費の692万5000円は、総合学習センターなどに係る光熱費を追加するものであります。

3目公民館費の474万3000円は、地区公民館などに係る燃料費及び光熱費を追加するものであります。

4目図書館費の585万5000円は、追手門広場に係る燃料費及び光熱費を追加するものであります。

5目博物館費の565万2000円は、高岡の森弘前藩歴史館に係る光熱費を追加するものであります。

6目文化会館費の367万7000円は、岩木文化センターに係る燃料費及び光熱費を追加するものであります。

8目市民会館費の1401万8000円は、光熱費を追加するものであります。

10目美術館費の259万6000円は、れんが倉庫美術館に係る光熱費を追加するものであります。

5項保健体育費4目学校給食総務費の1974万5000円は、東部学校給食センター調理室系統外調機更新工事を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、10ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、14款分担金及び負担金、16款国庫支出金、17款県支出金、20款繰入金のうち、まちづくり振興基金繰入金、

地域経済活性化基金繰入金、弘前公園お城とさくら基金繰入金及び23款市債をそれぞれ計上するとともに、一般財源として12款地方交付税を追加するほか、20款繰入金のうち財政調整基金繰入金の追加1億5114万1000円をもって全体予算の調整を図るものであります。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎16番（木村 隆洋委員） 2点お伺いしたいと思います。

17ページ、3款2項2目児童運営費で、保育所運営費追加6760万円、あとプラス、認定こども園等給付費追加4388万円が計上されております。結構大きな額だと思うのですが、今回計上に至った経緯についてお伺いいたします。

続きまして、19ページ、5款1項1目、労働費のところ、東京圏U J Iターン就職等支援金追加580万円について、今回この補正が必要になった経緯についてお伺いいたします。

◎こども家庭課長（蒔苗 元） 保育所運営費及び認定こども園等給付費についてお答えいたします。

こちらのほうは、いずれも国の基準に基づき、保育を必要とする児童や幼児期の学校教育における経費につきまして、保育所や幼稚園、認定こども園へ給付費の支給を行っているというものでございます。

保育所運営費の補正額としましては、総額で6760万6000円となっております。内訳は国が4417万3000円、県が1889万9000円、市が453万4000円となっております。

同じく、認定こども園等給付費の補正額につきましてですけれども、総額は4388万5000円、内訳としましては、国のほうが1549万7000円、県が2097万9000円、市のほうが740万9000円となつてご

ございます。こちらのほうの補正の経緯ということですが、利用数が減少したということがありまして、保育所の運営費につきましては、今年度の当初の見込利用児童数を、当初は2万7072人としておりました。今年度に入りまして、利用状況を踏まえて精査したところ、2万5186人と、当初より1,886人下回るということになったものでございます。

続いて、次に国の定める給付単価につきましてですが、令和4年4月から、この給付単価が国のほうで0.9%分減少するという事になってございまして、それに基づきまして、当初予算もこの減少分で見込んでおったところです。その後、国において、こちらの給付単価を今度は2.1%分増加するという事に基づきまして、それに基づいてまた精査し直したところ、今年度の給付単価の平均なわけですけれども、保育所のほうでいけば8,112円増額ということになったため、総額で6760万6000円の増額補正としたこととなります。

先ほど申し上げました見込みの利用児童数の減少の影響額というところ、運営費から見ると、非常に細かい計算方式になるので、おおよその数字ということになるわけですけれども、運営費から見ると、約1億7670万円ほど利用の児童数の減少に伴って減額が発生するという形になります。ただ、一方、給付単価の、先ほど申し上げました改正の影響額では、逆に約2億4330万円ほど増額ということになって、結果として、運営費が差引きで増額になるという形になるものでございます。

同じように、認定こども園等給付費につきましても、今年度の利用見込みの児童数を、当初は3万4471人としておりましたが、利用状況を踏まえたところ、3万2577人と、当初より1,894人下回るということになったものです。こちらのほうも給付単価のほうは、保育所の運営費と同様の理由

に基づき精査し直したところ、平均単価が7,829円増額するという事になって、総額で438万5000円の増額補正ということになります。同じように、利用児童数の見込みの減少のほうを給付費に置き換えてみますと、約2億890万円の減額となって、給付単価の改正の影響と比べると、約2億5280万円が増となるということで、結果として、こちらのほうも給付費を追加ということになるものでございます。

◎商工労政課長（福士 智広） 東京圏U J I ターン就職等支援金580万円の補正が必要となった経緯でございます。

令和5年第3回定例会におきまして、660万円を補正いたしました。その時点で想定した積算額を上回る相談がありまして、予算額に不足を生じる見込みとなったため、今回補正するものでございます。

◎16番（木村 隆洋委員） 東京圏U J I ターン就職等支援金について再質疑いたします。

この事業そのものの今年度の当初予算がたしか520万円というふうに認識しております。今、課長からもお話がありました、前回の定例会で660万円の補正をして、今回の第4回定例会においても580万円を補正するという事で、非常に交付額が増加している、ある意味、当初予算よりも3倍以上増額しているような感じなのですが、この増額している要因というのをどのように捉えているのか。また、交付対象者も増えていると思いますので、それも併せてお伺いいたします。

◎商工労政課長（福士 智広） 今年度、交付対象者、それから交付金額が増加している要因でございまして、移住者によりまして、移住の理由やタイミングが異なるため一概には言えませんが、令和元年度から実施している本支援制度が認知されてきたということや、コロナ禍を経まして、企業の働き方が多様化してきたことにより、テレ

ワークによる移住者も増加しているということ、それから本年8月1日より、就職・就業等による申請につきましては、移住後3か月の経過を待たずに申請可能とする制度の変更があったことなどによりまして、交付対象者及び交付金額が増加したものと考えております。

そのほか、18歳未満の子供と一緒に移住した場合の子供1人当たりの加算額が、令和5年度中の移住者では、30万円から100万円に増額されたことによりまして、1世帯当たりの交付金額自体が増加したことも要因となったものと考えております。

◎16番（木村 隆洋委員） 非常に事業として認知されている、当初予算よりも3倍以上の額になっているということで、非常に効果が、コロナの影響もあったのでしょけれども、それが逆に、幸いして、いい効果も出てきているのかなというふうに思っております。

最後に、これだけ増えている中で、これまで申請した方の業種、どういった方が申請しているのか、最後にお伺いいたします。

◎商工労政課長（福士 智広） これまで申請された方の業種につきましてですけれども、令和元年度から令和5年11月末までの申請は24件ということになっておりますが、業種の内訳は、情報通信業が7件、卸売・小売業が6件、飲食業が3件、製造業、サービス業、建設業がそれぞれ2件、宿泊業、農業が各1件ということで、様々な業種に及んでおります。

◎1番（須藤 江利加委員） 私からは3項目について質疑したいと思います。

まず一つが、15ページの2款1項11目22節にございます国県支出金等返還金追加についてなのですが、こちらの事業について事前に資料要求させていただきまして、内容の詳細を確認しました。特別障害者手当等給付費国庫負担金という

ものの中にございました。この資料の中で三つ手当が存在しまして、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当と3種類の手当の返還金のございました。これの内容、それぞれの手当はどのような方が対象になっているのか、まずお答えいただきたいと思ひます。

二つ目が17ページにございます。3款2項1目18節にございます障がい児保育事業費補助金追加についてなのですが、こちらについては、当初の予算、実績及び対象児童の増加が多分見られたので増えたことだと思ひのですが、これについての市の見解について伺いたいと思ひます。

三つ目が18ページの3款2項2目の母子生活支援施設入所措置費に関する事なのですが、こちらはDVとか、その辺の類いでいろいろと対応しているところかなとは思ひのですが、こちらの当初予算の内容について、まずお答えいただきたいと思ひます。お願いします。

◎障がい福祉課長（成田 亜弘） ただいまの特別障害者手当等給付費国庫負担金の概要について御説明申し上げます。

特別障害者手当等給付費は、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当に係る給付費であります。各手当の給付要件でございますが、特別障害者手当及び障害児福祉手当につきましては、精神または身体に著しく重度の障がい有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の障がい者及び精神または身体に重度の障がい有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の障がい児が対象となっております。また、経過的福祉手当につきましては、昭和61年4月から障害基礎年金及び特別障害者手当の創設に伴いまして、重度障がい者に対して支給されておりました福祉手当が廃止となったことか

ら、従来の福祉手当受給者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金の支給対象者の方に対しまして、経過的措置として支給されてるものがございます。

◎こども家庭課長（蒔苗 元） それでは、まず障がい児保育事業の追加について申し上げます。

障がい児保育事業は、集団保育が可能である心身に障がいのある児童を保育所などで受け入れて、処遇の向上を図ることを目的に、要件に該当する障がい児を受け入れる施設に対して、実施に要する保育所の加配に必要な人件費の一部を補助しているというものでございまして、今般、対象の児童数、あと実施施設につきまして、当初予算を上回るということになったものから事業費を増額計上したというものでございます。

内容につきましてですけれども、当初予算では、当初22施設を予定していたところ、6施設多くなりまして、合計28施設で実施するということが見込まれるほか、対象の児童数は、年度当初では59名を見込んでおりましたところ、今般、42名ほど増えるという見通しが立って、全体で101名となる見込みでこれらに対応する増額分を計上したというものです。

この対象児童の増加というところにつきましてですけれども、保育所等で新たに障がい児の新規の入所というものが大きく増えているわけではなくて、既に在園している子供が、いわゆる発達障がいの診断を受けるとか、あとは障がいの福祉サービスの受給者証の交付を受けるといったことによって事業の対象となる障がい児、児童が該当することが多くなったというケースがかなりの割合を占めているという状況になってございます。

続いて、母子生活支援施設入所措置費につきましてお答えいたします。こちらのほうの当初予算の内容でございまして、母子生活支援施設は母子世帯を対象とした入所型の児童福祉施設と

いうものでございまして、DV、いわゆるドメスティックバイオレンス等により、保護が必要な母子を入所させるとともに、自立促進のための生活支援を行うことを目的としてございまして、こちらの事業費は市内に住所を有する母子がほかの自治体の施設へ入所による保護を実施した場合にかかる費用について、市が措置費として負担しているというものでございます。

当初予算においては、ほかの自治体の母子生活支援施設に1世帯入所していた実績から必要な事業費として300万円を計上してございましたけれども、今年の3月に新たに1世帯の入所が必要となったことから、この措置に係る追加の事業費として112万6000円を計上したというものでございます。

◎1番（須藤 江利加委員） そうしましたら、二つ目の質疑に行きます。

15ページの2款1項11目のところで再質疑なんですけれども、先ほどの内容で、具体的にどういふ方が対象かはよく分かったのですけれども、利用見込数または実際の利用実績というのがどのくらいになっているのかというのをちょっと具体的に聞きたいと思います。

あと17ページの3款2項1目の障がい児等々の部分についてなんですけれども、今の話を聞いて、かなりの数が増えている、もともと入っている方かもしれませんけれども、59人から110人は結構な数だと思うわけなのですが、こういった部分について、事業の今後に対する市の考えというのも伺いたいです。

三つ目が18ページの3款2項2目の母子生活支援施設のところなんですけれども、聞いたのですけれども、もっと具体的に、この事業でどういふふうな支援を行っているのかということもちょっと伺いたいです。お願いします。

◎障がい福祉課長（成田 亜弘） 利用見込みで

ございますけれども、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、三つの手当を合わせまして、見込みの延べ受給者数が5,100人を見込んでございました。実績としましては、結果的に延べ受給者数は5,086人となっております。

◎こども家庭課長（蒔苗 元） まず、障がい児保育の今後につきましてですけれども、こちらのほうの事業につきまして、昨年度に補助を受けた25施設があるのですけれども、そちらの約半数の11の施設において、補助金額、こちらの障がい児保育に係る保育士の人件費の7割以下という状況ということが分かってございます。

当該事業は、全額市の単独の補助事業となっております。ございまして、その財源につきましては地方財政措置という形が講じられる中にありまして、国におきましては、対象児童のほうの増加という動きを踏まえまして、市への拡充が行われているところでございます。

また、本年6月に国が策定しましたこども未来戦略方針におきましても、障がい児の支援として、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるということで支援体制の整備を促進することが記されたところであります。

市といたしましても、一層の支援の必要性は認識しているところでありまして、こちらの事業の充実に向けて、今後検討してまいりたいと考えてございます。

続いて、母子生活支援施設につきまして、具体的な支援ということなのですが、こちらのほうは、保護の実施につきましては国の法に基づきまして、母子の住所地を所管する福祉事務所で支援を行うということになってございまして、具体的には市外の施設に入所した母子に対しては、我々の職場の婦人相談員という専門職がございまして、そちらの相談員などが直接施設に赴いて、対面での訪問面接を行うとか、あとはオンライン

での面接や電話での助言や指導等を行うほか、入所している施設と協力しながら、現地でのいわゆる福祉サービスのほうの利用調整などを行うなどしながら、当該母子の自立支援に向けた支援を行っているという形になります。

◎1番（須藤 江利加委員） ありがとうございます。

最後に一つだけ、18ページの3款2項2目の、今最後にお話を頂いた母子生活支援施設の部分について、件数とか内容について、具体的に先ほども聞いたところではあるのですけれども、改めて今年の相談件数の状況と、あと、この施設の部分というのはすごく大事な部分だと思えました。デリケートな問題でもありますし、セーフティネットみたいな形で、困っている人が頼りにするところだと思うのですけれども、事業の今後について、何かあれば教えていただきたいと思えます。お願いします。

◎こども家庭課長（蒔苗 元） 今年度の相談件数の状況ということですが、本年4月から9月までに受けた、いわゆる婦人の相談という整理をしていましたところ、こちらのほうは延べで98件となっております。前年の同期は82件となっております。こちらに比べて約19%ほど増えているのかなというところです。

今年度は、新たに入所に至ったケースというのではないのですけれども、この母子保護の支援策の一つとして、昨年4月に当市と弘前市旅館ホテル組合とDV被害者の緊急一時保護のための宿泊施設の利用に関する協定というものを締結してございまして、こちらに基づいて一時的にホテルへ避難させたケースが1件あったところで、こうした形で関係機関と連携を図りながら支援を行っているという状況がございまして。

今後なのでございますけれども、こうした形で市のほうでは、引き続き相談支援体制の強化を図りながら

充実を図っていききたいなと思ってございまして、今回のケースでDV被害から免れたい母子が、経済的な自立が困難だということとか、あとはいわゆる加害者からの追跡などによる恐怖心から離れた場所で生活を再建させていく必要があるなど、こうした支援の入所が適切であると判断した場合は、引き続きこの支援策の一つとして、こうしたところを活用していきたいなと思ってございます。

市といたしましては、引き続き、支援の体制の強化を継続しながら、一人一人の状況に寄り添って、きめ細かい支援に取り組んでまいりたいと考えてございます。

◎7番（竹内 博之委員） 私からは二つ、ちょっと聞きます。

まず、9ページのさくらまつりの債務負担行為の補正、増額の部分です。今回5000万円から8400万円に、3400万円増額しているのですけれども、その算出の根拠というか、何に3400万円を充てられるのかということの一つ。

あと、これまでの例において、債務負担行為を補正してさくらまつりの開催に向けて準備したことというのはケースとしてあるのかということも確認をさせていただきます。

もう一つは、15ページの2款1項3目の需用費。これは多分、財務部になると思います。部長の説明の中で、光熱費とか燃料費が高騰して、その追加だというお話がございました。これは財源の内訳を見ると、今のところ一般財源になっているのですけれども、総務省とかのほうでも、そういう自治体の公共施設については、光熱費の高騰とかに対して支援があるということだと理解しているのですが、今の段階で一般財源ですけれども、基本的にそういう燃料とか光熱費の高騰に対しての財源というのは、最終的に国等の支援があるという理解でよろしいか。その点について

も伺います。

◎観光課長（早坂 謙丞） 今回の増額内訳3400万円ですけれども、早咲きに対応してまつり準備を早める必要があることから、主な内容といたしましては、放送設備の設置・撤去管理の業務委託ですとか、それから清掃業務委託ですとか、それから看板・テント等の借り上げ料といたしまして計上しているものでございます。主に本部の設営に係る放送設備ですとか、出店設営に係る業務、清掃、それから園内の安全安心確保のための業務を中心に追加をしているものでございます。

それから、これまでもこういったケースがあるのかということでございますが、令和4年12月の補正におきまして、5000万円から7500万円ということで債務負担の補正をしたことはございます。これはコロナ対策経費として追加したところでございます。

◎財政課長（堀川 慎一） 光熱費、あと燃料費の高騰分ということですが、こちらは地方交付税の措置があるものでございます。あと、特別交付の関係、財源措置が……普通交付税と特別交付税の措置があるものと考えております。

◎7番（竹内 博之委員） 今の、まずさくらまつりの補正から行くと、基本的に値上げ、いろいろなもの、物価が上がっているということに対する対応という理解でいいのですか。私の感覚だと、何か新しい取組をやるための準備でもあるのかなと思っていたので、その点について最後確認をさせていただきます。

もう一つ、ごめんなさい、財務部にもう1個だけ。今の話だと基本的に交付税の措置があるということなのですが、値上がりした分、例えば500万円で想定したものが700万円になれば200万円値上がりした分の、その実費を基本的に負担してくれるという理解でいいのかをちょっと最後に確認します。

◎観光課長（早坂 謙丞） あくまで今回の増額した分については値上げではございませんで、早咲きに対応し、まつり準備を早めるのに必要な経費ということで計上しております。

◎財政課長（堀川 慎一） 実費かどうかということなのですが、ちょっと今資料が手持ちにないので、後ほど。

◎7番（竹内 博之委員） ちょっと今、実費かどうかという確認は、例えば概算なものなのかとか、それこそエネルギー効率が悪いものがあるか、結局その分、市で負担が増えるのかということをおっしゃって確認したかったのですが、そうするとエネルギー効率がいいものを使ったほうがいいという話になると思ったので、その点は後で確認させてもらえればいいので、委員長の方でお願いします。

◎委員長（佐藤 哲委員） 分かりました、後ほどということ。

◎4番（三浦 行委員） 私からは、2項目質疑します。

19ページ、6款1項6目農業水利施設管理電力価格高騰緊急対策事業についてです。市内に農業水利施設はどのようなものがありますか。また、電気料金の高騰は続きそうですが、今後はどうなりますか。お伺いします。

次に21ページ、10款5項4目、東部学校給食センター調理室系統外調機更新工事についてです。調理室の空調設備の不具合について、現在、空調は使えているのか。状況と工事の概要をお伺いします。また、財源についてもお知らせください。

◎農村整備課長（柳田 尚美） 農業水利施設管理電力価格高騰緊急対策事業について御説明します。

まず、農業水利施設とはどういうものがあるのかということですが、農業水利施設は農業用水を確保する営農機能のほか、地域水

源の涵養や地域排水などの公益的な役割を担うもので、農業用水を川から引いたり、洪水による農業被害を防ぐためのダムとかため池とか、あと、用水路、排水路などがありますが、このほか電力を要するものとして、主に揚水機場、排水機場、頭首工などで、これらのうち大型ポンプなどを備えるものについては電力量が多くなりますので、価格高騰の影響を受けるということでございます。

それから、今後ということですが、現在のこの措置というのは、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用しているものであります。この交付金は5年度までのものということでありますので、6年度についてはいまだ何ら情報はないところでございますけれども、こうした物価高騰対策については、近年、継続して延長されているところがございますので、今後の動向を、国の動向を注視してまいりたいと思っております。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 東部学校給食センターの御質疑にお答えいたします。

まず、工事概要についてでございます。東部学校給食センター調理室系統外調機は、調理室内の冷暖房に係る空調設備でございます。この外調機が経年劣化により内部の熱交換器に不具合が生じているため、交換工事を行うものであります。

続いて、現在の状況についてです。本外調機の不具合が生じた箇所は、熱交換器のうち、冷房に係る冷水コイルであります。夏場は不具合箇所に応急処置を施し稼働させておりましたが、現在は冷房を使用しておりませんので、不具合箇所の影響を受けることなく稼働している状況でございます。

最後に、財源についてでございます。工事費1974万5000円のうち、75%に当たる1480万円につきましては、学校教育施設等整備事業債を活用す

ることとしており、残りの494万5000円は一般財源での対応となります。

◎4番（三浦 行委員） 要望を申し上げます。農業水利施設の電気料金ですが、全部の項目の光熱費ですが、県や国に対してこれからも電気料金支援を求めていただきたいと要望します。

◎17番（千葉 浩規委員） 私からは、システム改修に関わって4項目質疑させていただきま

す。一つは、2款1項1目、15ページの人事給与管理システム改修業務委託料についてです。委託される業務、委託先、財源、勤勉手当支給までのおよそのスケジュールについて答弁をお願いします。

同じく、2款1項1目、15ページの自治体情報システムの標準化に係るFit & Gap業務委託料についてです。こちらも委託される業務の内容、委託先、財源、そして今回の業務に関わってのスケジュールについて答弁をお願いします。

三つ目は、2款3項1目、16ページの住民記録システム改修業務委託料についてです。委託される業務の概要、委託先、財源、効果、今回提案された背景について答弁をお願いします。

四つ目は、同じく2款3項1目の16ページ、戸籍システム改修業務委託料追加についてです。委託される業務の概要、委託先、財源、あとは効果や提案された背景について答弁をお願いします。

◎人事課長（福士 太郎） まず、私のほうから人事給与管理システム改修業務委託料のほうについてお答えいたします。

委託される業務内容、委託先、財源、勤勉手当のスケジュールということでございますが、今般、令和4年4月1日施行となります改正地方公務員法において、会計年度任用職員のほうへも勤勉手当を支給することができることとなったことから、当市においても、次年度に支給のほうを予定

しております。それに伴いまして、今回、システムのほうの改修の必要性があるということから、現在、職員の給与の支給に使っております人事給与管理システムのほうに、今回の勤勉手当、会計年度任用職員へ支給するという機能がないことから、支給要件の判定であったり、実際の支給額の計算であったりとか、そういったものをシステムのほうに追加する必要があるということで今回対応するものであります。

委託先につきましては、ただいまお話ししました、現在、正職員、会計年度任用職員の給与支給に使用しておりますシステムがNEC——日本電気株式会社青森支店と契約して、当該業者のものを使っておりますので、そちらのほうに随意契約によりお願いする予定としております。

財源につきましては、国からの交付税等の地方財政措置はございませんので、全額一般財源での対応となります。

支給までのおよそのスケジュールでございますが、システム改修関係で、ただいま御審議いただいて議決いただきましたら、直ちに契約のほうを年明け1月に行いまして、実際の改修作業。あとは令和6年6月の勤勉手当支給に向けてということで本稼働を予定しておりますので、それを逆算しまして、試験運転、実際の6月の支給に向けてということで、今回、明許繰越で上げさせていただいておりますので、スケジュールとしては令和6年6月分支給に合わせて、順次行っていきたいと考えております。

◎情報システム課長（羽場 隆文） 私からは、自治体情報システムの標準化に係るFit & Gapの業務委託料についてお答えいたします。

まず、業務内容につきましては、国において主要な基幹系の20業務を、令和7年度末までに自治体情報システムの標準化を行うこととしておりまして、その対応のため、システムの移行作業を行

う必要があります。そのため、国が示した仕様に基づく標準準拠システムというものと、現在利用しているシステムとの比較分析、Fit & Gap というのですけれども、これを行って、標準準拠システムで対応していない業務について運用の検討を行っていくことが必要であることから、本業務の実施を行うものであります。

委託先ですけれども、現在利用しております基幹系システムの同業事業者、弘前地区電算共同化クラウドサービス事業対応コンソーシアムと契約というふうな予定になります。

それから、財源ですけれども、国の定めた標準準拠システムへの移行作業に対しまして、上限はありますけれども、デジタル基盤改革支援基金によります10分の10の補助率で対応することになります。今回の業務につきましては、全額この補助金で対応することとなります。

最後、スケジュールですけれども、本事業の補正予算が可決され次第、速やかに契約を行いまして、本年度3月31日までの作業を行うこととしております。

◎市民課長（尾坂 毅） 私のほうからは、住民記録システム改修業務委託料と戸籍システム改修業務委託料の概要等についてお答えさせていただきます。

まず、住民記録システム改修業務委託料についてですが、この業務の概要は、住民基本台帳に振り仮名を追加するための機能の整備をするために、住民記録システムの改修を行うというものでございます。

次に背景ですが、住民基本台帳法の改正内容を含むマイナンバー法等の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布されまして、今後マイナンバーカードの海外利用の開始が予定されていることに伴いまして、カードに氏名をローマ字表記できるようにするために、住民基本台帳に戸籍簿に

記載された氏名の振り仮名を記載することが必須となったということによるものでございます。

委託先は、当市の住民記録システムを管理運営している日本電気株式会社青森支店を予定してございます。

財源ですが、国の補助金の社会保障税番号制度システム整備費補助金を予定してございまして、補助率は10分の10となっております。この補助金ですが、団体規模に基づく想定事業費が設定されておりまして、不足分は一般財源となりますが、今後、国の予算の執行状況によりまして、想定事業費が変更となる場合があるとの通知が届いております。

効果ですが、当業務委託によりまして、システム改修を行うことで、今後マイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるようになります。カードが海外においても身分証明書として機能するようになることから、国民の利便性向上が図られるというふうに考えてございます。

それから、戸籍システム改修業務委託料でございますが、こちらの業務の概要につきましては、戸籍及び戸籍の附票それぞれに氏名の振り仮名を追加するための機能の整備をするために戸籍システムの改修を行うというものでございます。

背景につきましては、先ほど住民基本台帳法のとくに述べたように、戸籍法の改正内容を含むマイナンバー法の一部を改正する法律が令和5年6月9日に公布されまして、今後、戸籍及び戸籍の附票への氏名の振り仮名記載が必須となることにより、今改正するというものでございます。

委託先としましては、当市の戸籍システムを管理運営している株式会社日立システムズ北東北支店を予定してございます。

財源についてですが、先ほどの住民記録システムと同様に、国の補助金の社会保障税番号制度システム整備費補助金を予定してございまして、こ

ちらのほうは、戸籍分については法務省から、戸籍の附票分については総務省からの補助となっております。補助率は、戸籍分も戸籍の附票分も10分の10でございます。当事業についても上限額が明示されておりますので、上限額全額を一応活用しまして、不足分は一般財源となるものでございます。

効果ですが、当事業委託によりまして、システム改修が完了しまして、戸籍法の一部改正に定められた氏名の振り仮名記載に対応できるということで、氏名の振り仮名が公的に認証されまして、今後のデジタル社会において、本人確認事項としていろいろなサービスに利用することができるというものでございます。

◎17番（千葉 浩規委員） 人事給与管理システム改修についてなのですが、私もいろいろ調べたのですが、条例の改定の提案がないような気がするのですが、それで、なぜこのシステム改修を急ぐのかということについて答弁をお願いします。

二つ目は自治体情報システムの標準化についての業務委託料ですが、自治体情報システムの標準化全体の中で、今回のF i t & G a p業務の位置について答弁をお願いします。

三つ目は戸籍システム改修業務委託料追加についてなのですが、仮名をこの戸籍に掲載する業務だということなのですが、これの業務全体のスケジュールについて答弁をお願いします。

◎人事課長（福士 太郎） まず、一つ目の人事給与管理システムのほうですけれども、なぜシステム改修を急ぐ必要があるのかということでお答えいたします。

先ほど、冒頭の答弁で、私は、令和6年4月1日施行ということで、地方公務員法と発言したようですので、地方自治法の誤りです。そこは訂正いたしますので、申し訳ありませんでした。

国のほうからは、期末手当と勤勉手当のいずれも支給することが基本となるというふうに示されていることから、県内、県をはじめ、多くの自治体が令和6年度から勤勉手当を支給するというふうな取扱いと伺っております。当市におきましても、令和6年6月からの支給ということで、実際の支給に要する費用と、あと関係する関連議案については、令和6年第1回定例会にて、改めて皆様に御審議いただく予定としております。

一方、システムのほう、先ほどスケジュールのほうでもお話ししましたが、1月に契約した後に、実際のシステムのほうの改修作業のほうに2か月ほど、3か月ほど見込んでおりまして、明許繰越によりテスト、本番環境への準備ということで、逆算するとどうしても今の時点で対応しておきたいなということで、委員おっしゃるとおり、必要な条例の改正、実際の支給のやつ、あとはシステムのということで、一度にということでお諮りできればよろしいのですが、今言ったような事情で、こちらのほうは先行して対応するという御理解いただきたいということです。

◎情報システム課長（羽場 隆文） 標準化作業の全体の中でF i t & G a pの業務はどのような位置なのかということについてお答えいたします。

国が示す自治体システム標準化・共通化に係る手順書というものがございまして、その中でシステム移行作業は全体で17ステップの計画になっております。今回のF i t & G a pの業務は、そのうちの3ステップ目になっております。

◎市民課長（尾坂 毅） 私のほうからは戸籍システムの改修の今後のスケジュールということについてお答えいたします。

こちらのシステム改修につきましては、国の補助金の交付決定後、契約手続を進めまして、令和

6年度中に改修を終える予定となっております。

振り仮名記載のほうのスケジュールにつきましては、現時点では法律の施行日の国からの通知がまだ来ておりませんので決まっておりますが、施行日から1年間が振り仮名の届出期間となっておりますので、戸籍システムの改修が終了した後、令和7年度から令和8年度にかけて、振り仮名の届出業務と入力業務を行うことになるものと見込んでございます。

◎17番（千葉 浩規委員） 人事給与管理システム改修、私は理解しました。間違いなく支給できるように頑張っていたきたいというふうに思います。

続きまして、自治体情報システムの標準化に係る業務委託料についてですけれども、令和7年度末ということで、17ステップある中で、やっと第3ステップということで、あと2年間で膨大な作業が待っていると。実は全国紙にそれに関わっての記事が載ったのですが、全国紙で25年末以降、3割の自治体が困難だと。人材も不足していると。費用も高額になって、お金が足りなくなるかもしれないというふうな報道がなされておりました。

そこで、令和7年度までにかかなりの業務があると思うのですが、この期限というのは守らなければならないものなのかということと、あとは自治体情報システムの標準化に係る経費は、今後全部国が持ってくれるというふうに考えていいのか、答弁をお願いします。

二つ目は戸籍システムの改修についてですけれども、こちらも令和7年度から8年度にかけて、仮名を戸籍に掲載させなければならないということで、先ほどお話ししましたクラウドの問題と、こちらも全部7年度に集中してくるということで、本当に私はうまくいくのだろうかというふ

うに心配しているところなのですが、戸籍の記載の方法というのはどのような形で進めるのかなと。一人一人手を入力するのでしょうか。弘前市内だけ見ても膨大な量だと思うのですが、それを1年や2年で、弘前市だけではなくて全国一斉にやろうという、すごく大変なものだなというふうに思うのですが、その辺はどうなのでしょう、答弁をお願いします。

◎情報システム課長（羽場 隆文） まず、期限を守らなければならないのか、7年度末で終わらなければならないのかについてお答えいたします。

国の地方公共団体情報システム標準化基本方針というものがあまして、その中において、令和7年度末までにシステム移行ができる環境整備をすることが目標とされております。その中で、あと国による経費の支援期限にもなっておりますので、令和7年度末までにシステムの移行を終える必要があるものと考えております。

あと、今後も経費は国が持つのかということで、すけれども、令和7年度末までにシステム移行を終える場合、経費については、上限はありますが、10分の10の補助率で補助が見込まれておまして、先月の29日、国において成立した令和5年度補正予算においても、デジタル基盤改革支援基金の積み増しも行っておりますので、今後も国からの補助があるものと考えております。

◎市民課長（尾坂 毅） 戸籍への振り仮名の記載の方法ですとか、手動で入力するのかという御質疑でございますが、現在のところ、氏名の振り仮名、記載に係る届出方法や戸籍システムへの入力方法などについては法務省にて検討中ということで、具体的にはまだ示されてございません。ですので、今後、入力方法のほかに実施の手順なども示される予定となっておりますので、国からの通知を確認しながら、しっかりと対応してまいりたいと考えてございます。

◎19番(外崎 勝康委員) 私のほうは確認です。需用費に関して、全体のお話になりますけれども、需用費の光熱費に関して、全体でどのくらいあるのか。そして、その財源の内訳をちょっとお知らせください。

◎財政課長(堀川 慎一) ちょっと資料を探すので……失礼しました。

需用費の内訳ということですが、全体で1億3624万4000円ありますけれども、その内訳として、電気料が6036万7000円、燃料費が5571万7000円、あとガスが1922万2000円、あとは指定管理料の電気の部分で46万1000円、燃料費が47万7000円となっております。

◎19番(外崎 勝康委員) 先ほど竹内委員からもちょっとお話があったのですが、最終的に市としての負担額というのはどのくらいを今考えているのかなと思います。

◎委員長(佐藤 哲委員) 外崎委員、もう1回。

◎19番(外崎 勝康委員) 今一般財源と、例えば内訳にしても特定財源があると思うのですが、その一般財源の金額が何ぼで、最終的には市として一般財源、このくらいまでは市として負担しなければ駄目だと。例えば、一般財源が1億円だったら、最終的には3割は市として負担していくだろうという、そういったことが分かればお知らせくださいということです。

◎財政課長(堀川 慎一) 今の光熱費の関係で全体が1億3624万4000円、一部基金の取崩しとかを見ていまして、それが特定財源でして、289万6000円、それ以外の1億3334万8000円は全て一般財源となって、財政調整基金の取崩しで対応しております。

◎12番(齋藤 豪委員) 15ページです。2款1項3目18節、弘前駅前地区再開発ビル維持管理負担金追加について。

確認の意味も込めて、これはどこのビルでしょうか。このビルの今の利用状況というのがどうなっているのか教えてください。

◎管財課長(工藤 浩) ビルにつきましてはヒロロ——駅前地区再開発ビルでございます。利用状況につきましては、申し訳ございません。今、手元に資料ございませんでお答えできない状況がありました。

◎12番(齋藤 豪委員) 利用状況、もし、後ほどでも頂けたら下さい。

今、追加の予算が講じられようとしておりますけれども、追加前の予算と、どういう理由で追加に至ったのかお知らせください。

◎管財課長(工藤 浩) 追加の補正予算の内訳でございますけれども、主なものとしたしましては光熱水費の増額ということで、電気料とガス料金等の増額によるものでございます。

◎12番(齋藤 豪委員) そうなってくれば、どういうふうに使って、その光熱水費が増額に至るのかというところが重要になってくるのですが、分かりますか。

あと、もう一つ、追加前の予算は幾ら、負担金として当初予算で出していたのか。今回、これが新たに追加になったのかということをお知らせください。

◎管財課長(工藤 浩) 補正前の負担金の金額でございますけれども、5772万5000円となっております。今回の補正で996万6000円追加いたしまして、補正後の金額が6769万1000円となるものでございます。

増額の理由ということでございますけれども、電気料、それからガス料、光熱水費の増額が理由でございます。

◎12番(齋藤 豪委員) 電気料がそんなに高いということで解釈してよろしいですか。建物全部の電気料を弘前市で追加で負担するというよう

な解釈になるかと思いますが、お知らせください。

◎**管財課長（工藤 浩）** 増額になる分につきましては、全体のヒロロの電気料につきまして、再開発ビル管理組合というところで全体の分を負担することになるのですが、その内訳といたしましては、マイタウンひろさきと弘前市での負担ということになってございます。割合といたしましては、弘前市分が全体の約2割を負担する形となっております。

◎**委員長（佐藤 哲委員）** 齋藤委員、3回。それ、取りまとめて。

◎**12番（齋藤 豪委員）** 今、持ち合わせていないということで、後ほど資料を頂けますか。よろしくをお願いします。

◎**10番（成田 大介委員）** すみません、今、齋藤委員からの質疑で、私もちょっと聞きたいことができたのですけれども、20ページ、10款2項1目及び10款3項1目、これは小学校費、中学校費の需用費ということなのですけれども、これは当然、高騰の折のそういう光熱費に充てられるのでしょうか、各小学校、中学校への配分というのはどのようになっているのか、ひとつお聞かせください。

◎**学務健康課長（相馬 隆範）** 各学校への配分の質疑でございます。

毎年、年度初めに前年度の実績に応じて、その年度の予算の範囲内において、各学校に予算を配分しているところでございます。

◎**10番（成田 大介委員）** これは追加の分なので、その割合に合わせてということなのです。これは、ちなみに、例えば光熱費が増額した負担分を補助としてというか、そうやってやるのか、あるいはそういう中の学校の施設の大きさであったり、児童生徒の多さであったりというところでの割合というのか、そういうのは何かあるの

でしょうか。

◎**学務健康課長（相馬 隆範）** 今後の支出見込みを各学校で立てまして、それに応じて予算を追加で配分するものでございます。

◎**22番（松橋 武史委員）** 私からは、21ページ、10款5項4目の学校給食総務費についてであります。

先ほど、この更新工事については経年劣化と、経年劣化による更新事業というふうな説明がありました。経年劣化することは想定できなかったのかどうか。それをまずお答えいただきたい。

この外調機の使用年数、何年使ったのか。そしてまた、耐用年数。この外調機は何年使えるのですというメーカーからの指定というか、教えがあると思うのです。それを超えていたのかどうか。

それと、安全に使用できるかどうかの点検作業はどのように行っていたのか。月に1回なのか、3か月に1回なのか。誰がどのように行っているのか。お答えをいただきたいと思います。

◎**学務健康課長（相馬 隆範）** この外調機につきましては、給食センターの平成11年の稼働以来、そのときから使用しているものですので、約24年ほど経過しているものでございます。耐用年数につきましては、15年ということになってございます。

通常の管理についてですけれども、夏から冬に変わるときに、冬場は暖房ということで温水を流しておりますけれども、夏場ということで冷水に切り替える際に業者の方に点検をしていただいているものでございます。

経年劣化を想定できたかどうかということについてでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり24年経過ということで、耐用年数よりも大きく年数が経過してございます。先ほど申し上げましたとおり、夏から冬、冬から夏という切替えの際に、試運転を行うときに業者の方に見てい

ただいて、業者の方からその都度、状態については報告を受けてございました。今回の件については、ちょっと予測できない故障ということで、今回補正予算を計上したものでございます。

◎22番（松橋 武史委員） 15年使用できますよという、メーカー保証なのではないでしょうか。それを24年、9年余りも多い年月を使用して、今回については事故を想定できなかったと、故障は想定できなかったと、これは納得できないというか、安全管理がしっかりできているのか心配になるお話であります。たまたま子供たちの給食提供に支障がなかった箇所だから大きな問題にはなりませんでしたが、故障の原因は経年劣化でしょうけれども、今後、担当課としてこういった故障してから更新するというのではなく、しっかり耐用年数等々を考えながら、子供たちの給食の提供に悪影響がない、支障がないようにするために計画的に更新事業を行っていただきたい。いかがでしょうか。

◎学務健康課長（相馬 隆範） 給食センターの中には、今回のような設備のほか、様々な厨房機器、設備がございます。委員おっしゃったように、不具合が生じたときには給食が提供できないということにもなりますので、日頃から点検をして、計画的に更新するように努めてまいります。

◎管財課長（工藤 浩） 先ほど、齋藤委員からの御質疑で、ヒロロスクエアの利用実績という御質疑に対してお答えしたいと思います。

令和4年度の利用実績ということになりますけれども、ヒロロスクエア、大きく四つのエリアに分かれてございます。子育てエリア、健康エリア、交流エリア、行政エリア。この中の子育てエリア、駅前こどもの広場ですとかこども絵本の森、子育て世代包括支援センター等で年間10万9720人の利用者となっております。健康エリア、こちらが健康広場ですとか高齢者健康トレーニン

グ教室の利用者として3万1185人。そして、交流エリア——市民文化交流館、ホールや会議室の利用者ということになりますけれども、年間で10万5200人。そして、行政エリア、こちらが総合行政窓口ですとか市民生活センター、就労支援センター、市民参画センター等が含まれておりますが、8万8642人。4エリア合計で33万4747人となっております。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第77号令和5年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（佐伯 尚幸） 議案第77号令和5年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

国1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に2億

6009万円を追加し、補正後の額を187億3998万4000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、国7ページをお開き願います。

1款2項1目賦課徴収費の284万4000円の追加は、産前産後期間保険料軽減措置システム改修業務委託料を計上するものであります。

2款2項1目一般被保険者高額療養費の2億円の追加は、一般被保険者高額療養費を計上するものであります。

7款1項5目償還金の5724万6000円の追加は、国庫支出金等精算返還金を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、国6ページにお戻り願います。

4款1項1目保険給付費等交付金の2億円は、歳出の一般被保険者高額療養費の財源として、普通交付金を追加計上するものであります。

6款1項1目一般会計繰入金の284万4000円は、歳出の賦課徴収費の財源として、職員給与費等繰入金を追加計上するものであります。

6款2項1目財政調整基金繰入金の2531万9000円は、歳出の償還金の財源として、財政調整基金繰入金を追加計上するものであります。

7款2項7目雑入の3192万7000円は、子供医療費分等返還金を追加計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、こ

れをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第78号令和5年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第4号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（秋元 哲） 議案第78号令和5年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

介1ページを御覧願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に8214万2000円を追加し、補正後の額を222億5673万円にしようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介9ページを御覧願います。

1款1項総務管理費の929万円の追加は、介護保険事務処理システム改修業務委託料を新たに計上するものであります。

2款1項保険給付費の7012万4000円の追加は、高額介護サービス費等を追加計上するものであります。

介10ページを御覧願います。

3款1項地域支援事業費の272万8000円の追加は、成年後見制度利用支援事業助成金を追加計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介6ページにお戻り願います。

1款保険料の1496万8000円の追加は、第1号被

保険者保険料を追加計上するものであります。

3款1項国庫負担金の1402万5000円の追加は、歳出の保険給付費に係る介護給付費負担金を追加計上するものであります。

介7ページをお開き願います。

4款支払基金交付金の1518万9000円の追加は、歳出の保険給付費に係る介護給付費交付金を追加計上するものであります。

2項国庫補助金の1098万9000円の追加は、歳出の保険給付費等に係る普通調整交付金等を追加及び介護保険事業費補助金を新たに計上するものであります。

介7ページを御覧願います。

4款支払基金交付金の1893万3000円の追加は、歳出の保険給付費に係る介護給付費交付金を追加計上するものであります。

5款1項県負担金の876万6000円の追加は、歳出の保険給付費に係る介護給付費負担金を追加計上するものであります。

2項県補助金の52万5000円の追加は、歳出の地域支援事業に係る包括的支援事業・任意事業交付金を追加計上するものであります。

7款繰入金金の1393万6000円の追加は、歳出の総務費等に係る一般会計からの繰入金を追加計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第80号令和5年度弘前市水道事業会計補正予算(第4号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（小野 敦弘） 議案第80号令和5年度弘前市水道事業会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出の予定額を改め、あわせて早期発注する予定の工事について債務負担行為を設定しようとするものであります。

水1ページをお開き願います。

第2条、収益的収入及び支出のうち、収入では消費税及び地方消費税還付金158万2000円を追加し、収入の合計を42億9348万1000円に改め、支出では委託料1740万4000円を追加し、支出の合計を37億4419万9000円に改めようとするものであります。

水2ページをお開き願います。

第3条は、早期発注する予定の工事について、地方自治法第214条の規定に基づき、債務負担行為を加えようとするものであります。

そのほか、水3ページから水10ページは、実施計画など、水11ページから水12ページにかけては、会計に関する書類における注記を添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

説明は以上です。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第82号令和5年度弘前市下水道事業会計補正予算(第4号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（小野 敦弘） 議案第82号令和5年度弘前市下水道事業会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、収益支出の予定額を改め、あわせて早期発注する予定の工事について債務負担行為を設定しようとするものであります。

下1ページをお開き願います。

第2条、収益的収入及び支出のうち、支出では過年度損益修正損4492万3000円を追加し、支出の合計を53億4023万3000円に改めようとするものであります。

第3条は、早期発注する予定の工事について、

地方自治法第214条の規定に基づき債務負担行為を加えようとするものであります。

そのほか、下2ページから9ページは実施計画など、下10ページから下13ページにかけては、会計に関する書類における注記を添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

説明は以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第141号令和5年度弘前市一般会計補正予算(第9号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（奈良 道明） 議案第141号令和5年度弘前市一般会計補正予算(第9号)について御説明いたします。

その内容は、歳入歳出予算の総額に3億4275万4000円を追加し、補正後の額を865億5477万円としようとするものであります。

それでは、歳出予算について御説明いたします。

初めに、人件費につきましては、各款にわたり計上しておりますことから、全体をまとめた形で御説明申し上げます。

給料に係る補正につきましては、職員の新陳代謝、給与改定等により2030万円を追加するものがあります。

職員手当等につきましては、時間外勤務手当や退職手当などの追加と、通勤手当などの減額を合わせて2億3940万6000円を追加するものであります。

共済費は、1682万7000円を追加するものであります。

また、特別会計、企業会計の人件費の整理により、特別会計への繰出金、企業会計への補助金を調整し、合わせて2506万2000円を追加するものであります。

このほか、会計年度任用職員等に係る報酬等を整理した結果、人件費合計で3億576万5000円を追加するものであります。

次に、人件費以外の補正について御説明いたしますので、21ページを御覧ください。

8款土木費4項都市計画費6目交通政策費の3698万9000円は、弘南鉄道安全輸送設備整備等特別対策事業費補助金を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたしますので、5ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、22款諸収入を計上するほか、20款財政調整基金繰入金の追加3億4254万3000円をもって全体予算の調整を図るものであります。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎13番（蛸名 正樹委員） 私からは、21ペー

ジ、8款1項6目18節の弘南鉄道安全輸送設備整備等特別対策事業費補助金について、何点かお伺いいたします。

まず、今年8月、弘南鉄道大鰐線で脱線事故が発生し、その原因と、その背景について、今回の一般質問の中で様々なやり取りがありました。理事者と会社とのやり取りの中で、私がまだちょっと納得、理解し切れていない点がありますので、その点について確認させていただきます。

それは安全管理と情報開示についての弘南鉄道の会社の姿勢でございます。鉄道事業者にとって、最も優先されるべきことは、お客様の安全輸送、安全管理であり、このことがしっかりと行われているのか、そして、公共交通を担うという社会的使命から、会社として情報開示の姿勢があるかが一番大切なことだと思っております。

そこでお尋ねいたしますが、事故が発生して、会社が今後も安全管理をしっかりと行うということができると判断した点について、市としての見解をお伺いします。また、会社の情報開示の姿勢について、市の認識を、どういうふうに思っているのか、その辺についてもお答えください。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 事故後の安全管理、今後でもできるというところですが、現在、弘南鉄道株式会社のほうでは、中長期計画を、こちら令和2年度に一度策定はしていますが、こちらを今見直しをしております。その中で安全対策のほう重点化していくところを明文化するだけではなく、定期的な訓練、また、他の人材との交流とか、そういった技術の向上といったところも明記しながら進行管理していくというふうに捉えております。今後それに向けて、会社のほうでそういう姿勢が見えたときには、支援計画のほうも見直ししていきたいというふうに考えています。

また、情報開示については、これまで当市のほ

うからでも、何回も、再三にわたって利用者目線で情報開示してほしい、速やかに情報開示してほしいというふうなことは、かなり申し上げてきました。それで、今回こういった経緯もありますので、専任の情報を担当する広報の方のほうも置くというふうなことは伺っておりますので、今後、そういった対応をしっかりと進行管理していきたいと思っております。

◎13番（蛭名 正樹委員） 会社の対応、そういうふうなことでやっていくということですが、まず会社はレールの摩耗等の管理基準や測定方法について適正に行っていたのか。あるいは理解していたのか。またはその測定に際し、測定機器はきちんと確保されていたのか。こういう事故の前段のことであるとか、やはり疑問が残るので、今後そういうふうなことを、やはりしっかりと確認する必要は非常にあると思います。

そこで、市の補助金を出すわけですから、市の補助金として支出した後に実績報告等が上がってきて、それで確認検査というか、確認をしっかりと市もやるのですよね。そのところをお答えください。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 補助金のほうで交付していくわけですので、実績報告のときに、そういった経理の部分だけではなく、写真とか、また、測定した修繕前、修繕後の、そういった計測結果といったところもチェックして、補助金の支払いのほうをやっていきたいと思っております。

◎13番（蛭名 正樹委員） しっかりとその辺を確認して、適正にやられていることが判断できたら次のステップに進むというふうなことだと思いますので、しっかりとその辺を見極めて、今後対応していただきたいと思えます。

私が副市長自体に県内の10市の副市長会議で、群馬県の上毛線というところを、上毛電鉄を視察

したのです。そのときに、会社の社長が言っていた言葉が思い出されてなりません。一番大切なことは安全運行であり、その手を緩めてはいけません。安全管理の上で、支出改善を行っていく、会社側にその姿勢がなければ再生は失敗すると、しっかりと断言していました。ですから、その辺のところはしっかりと見極めて、今後の対応を考えてください。

◎17番（千葉 浩規委員） 私も同じく弘南鉄道安全輸送設備整備等特別対策事業費補助金について質疑いたします。

まず、最初に私からも一つ、最初に要望ということでお話をさせていただきます。

ぜひ、弘南鉄道においては、情報発信をつまびらかに、そして素早く発信していただきたいというふうに思っています。例えば会見についても、弘前市長の記者会見については動画が配信されているわけけれども、やはり弘南鉄道でもこういった会見の場面というのをやはり動画できちんと流していくと。新聞報道でしか私たちは知ることができませんので、会見の内容もちゃんとやはり動画で流すとか、あと、これまでの工事の様子についても、動画を撮っていなければ画像でも市民の皆さんにお知らせしていくということが必要ではないかなと思います。やはり会社自らの動きと住民との思いを共有していくという努力をぜひやっていただきたいというふうに思います。

そこで質疑なのですがけれども、今回の補助金に関わって、今回の事業、安全対策費とバス代行費のそれぞれの金額。あとは今回の工事内容。あと、今回、自治体が負担したわけですがけれども、今回のこの負担の考え方。あと、国からの支援は考えなかったのか。こうした負担の在り方に至った経緯について答弁をお願いします。

◎地域交通課長（羽賀 克順） まず、安全対策、バス代行費用の内訳、内容について御説明し

ます。まず、弘南線については3か所レールの摩耗がありまして、具体的には弘前駅、それから東高校前駅の間、それから館田駅・平賀駅の間、それから境松駅・黒石駅の間、以上3か所がレールの摩耗の箇所でございます。

事業費といたしましては、安全対策にかかった経費、こちらレールの振替と、あと一部、境松・黒石駅は新品のレールに交換しておりまして、その経費が2447万9000円。また、それに係るバス代行のほうは1861万2000円。弘南線の合計といたしましては、4309万1000円となっております。

次に、大鰐線でございます。こちらレールの摩耗箇所が3か所ございまして、具体的には中央弘前駅から弘高下駅の間で2か所。それから石川駅から義塾高校前駅の間の高架橋のほうが1か所でございます。こちら、安全対策にかかった経費につきましては、レールの振替——振替というのは内側と外側を交換するというところでございます、すみません。これの事業費が979万7000円。また、バス代行のほうは1750万円で、大鰐線合計では2729万7000円。両線合わせますと、7038万8000円です。

また、負担の考え方ですけれども、こちら、令和3年1月に策定いたしました弘南鉄道弘南線・大鰐線維持活性化支援計画に準じた考え方で、負担する割合で試算しております。具体的には路線ごと、弘南線・大鰐線ごとに事業費を算出しまして、2割を沿線市町村の均等割、8割を沿線市町村の利用者数割合で案分しております。ただし弘南線については、事業者負担を一部求めておりますので、これを除いた金額で案分しております。

次に、国の支援というところですが、事業者のほうにおきましても、国の国庫補助を活用できるかというのは検討しておりました。具体的には東北運輸局にも相談して、その財源が先日国会のほうで可決された補正予算となっております。この

補正予算を活用するとなると、今回の補正予算が11月29日に成立しているのですが、成立後にレール交換の工事が着手となるため、弘南線の全線再開が11月7日よりさらに延期になる見込みということで、今回こちらのほうを断念したところであります。仮に1か月延期となった場合、補助金としては770万円獲得できるわけなのですが、バス代行はその分1か月延長しますので、1620万円ほど増加することで、国庫補助のほうは断念したという経緯はあります。

また、負担の経緯ですけれども、こちら、10月、11月に担当課長級の会議、協議のほうを行っておりまして、最終的には11月20日、圏域の市町村長で意見交換を行って、沿線市町村で負担していくことを確認しております。

◎17番（千葉 浩規委員） 今後、国や県の支援を期待できないのかということと、今回の工事内容で、今、事業者負担として、仮に1か月となった場合、補助金として770万円が得られる、そういうのがあるということなのですが、そうすると今回の工事の内容で、国の補助対象になる工事、それ以外の工事について答弁をお願いします。

◎地域交通課長（羽賀 克順） まず初めに、補助になるものと補助にならないものですが、補助になるものについては、境松・黒石駅で新品のレール交換を行ったものが補助対象事業になります。こちら、事業費では2310万5000円。この3分の1が770万円として本来獲得できるはずの事業費だったということでございます。

また、前段にありました国や県のというところの、今後の支援というところでございますが、まず県のほうでは、これまで弘南線の安全輸送対策に係る沿線自治体の負担については、支援計画に基づいて、沿線市町村が負担している2分の1を県から沿線市町村に間接補助を頂いております。

て、今回についても同様に県のほうに支援を求めていきたいと思っております。

また、国の支援については、今回、補正予算のほうは断念はした、事業費の観点とか早期再開の観点とかというところで、国の補正予算のほうは活用しなかったのですけれども、令和6年度の国庫補助事業のほうで、今回振替した場所を来年度、国庫補助の対応でやっていきたいというところで、こちら、国の補助を活用したいと思っております。

◎17番（千葉 浩規委員） 3番目の質疑内容がもう答弁にありましたので、最後、要望だけします。

今の答弁を聞くと、国の支援の対象になるのは、弘南線の、いわゆるレールの交換のみ。それ以外のレールの振替とか検査関係とか、バスも国の支援対象にはなっていないと。たとえ申請しても、およそ7000万円かかっているのですが、そのうち国からの支援が来るのは、結局770万円ばかりだということで、本当に私は国の支援というのが少ないのではないかと。それがまた、民鉄のそういう安全輸送対策をやはり遅らせる一つの大きな原因になっているのではないのかなというふうに思います。例えば弘南線でいえばレールの交換のみが対象だと、それも3分の1ということで、このルールをやはり首都圏の民鉄も地方の民鉄も一緒くたにして処理してしまうというのは、あまりにも乱暴ではないのかなと思います。一般質問で三浦議員も言うておりましたけれども、人口減ということでは、ここ東北が本当に厳しい中にあるというわけですので、やはりそういうところに手厚く支援をしていただきたいと思いますので、もう既に国には要望しているかと思いますが、強く要望していただきたいと思います。

◎委員長（佐藤 哲委員） 昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前11時51分 休憩〕

〔午後 1時00分 開議〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎15番（石山 敬委員） 私も8款4項6目、弘南鉄道安全輸送設備整備等特別対策事業費補助金についてお伺いいたします。レール補修について代行運行バスについて、それぞれお伺いしたいと思います。

今回、レール補修、レール交換が1か所、そして振替が5か所ということで、先ほどの千葉委員への答弁でもあったように、レール交換をすると国庫補助を受けられるということなのですから、どちらも、6か所とも摩耗しているので、単純に考えれば、全て交換したほうが良いと思うのですけれども。先ほどの答弁の中で時間がなくてやむなくみたいなこともあったので、その辺をちょっと確認も含めて、この辺を質疑いたします。

そして、代行運行バスについて、弘南線が36日間で1860万円余り、大鰐線が67日間で1750万円ということで、弘南線のほうが多く経費がかかっておるといってございますが、この代行運行バスの乗客状況、そして電車運行時との乗客の比較というのでしょうか、どうだったのか。そして、今回臨時のバスということで、この辺の運賃、例えば電車区間の運賃なのか、それとも正規バスの運賃なのか、その辺についてお伺いいたします。

◎地域交通課長（羽賀 克順） まず、レールの摩耗の対応についてでございます。先ほど5か所を振り替えると、外側と内側を振り替えるということで対応したのですけれども、こちらのほうは、当初から弘南鉄道のほうで新品のレールに対応する場合ということも想定しておりまして、その際、レールを調達する必要があるのですけれど

も、調達する取引先のほうに確認したら、ほぼ、在庫が少ない状態であって、それを造るとなると約半年間待たなければいけないということで、やはり早期再開という観点からいくと、レールを振り替えるということが緊急的な対応であったかなと。ただ、境松・黒石間はレールを交換しておりまして、その分の在庫は確保できたということで、そちらのほうは対応したということでございます。

代行バスの乗客状況ということですが、10月は丸々1か月間、代行輸送しておりましたので、対前年比との比較でいきますと、弘南線では対前年比の約62%、大鰐線では対前年比の55%の利用ということで、ちょっと半分近く利用が下がっているという状況でした。

また、運行時との比較ということですが、弘南線のほうでは大型バスを使っておりまして、増便するとか、あと、またそれでも足りない場合はタクシー輸送というところもやっておりまして、そういったところもやっているのですが、やはり朝とかは交通渋滞が激しかったり、定時制が確保できていなかったというところは伺っております。

また、運賃については、こちらは通常の電車の運賃でやっておりまして、また、定期のほうに関しては、定期を持っている方はこれまでの定期が利用できるということでございます。

◎15番（石山 敬委員） バスについては分かりました。

先ほどのレール振替のところ、本当は交換しなかったのだけれども、在庫の関係で交換できなかったということでございます。今回の予算の中にはデータ解析についての経費も盛り込んでございますが、当然この解析結果をもって補修したと思われるのですけれども、今後、この補正予算の以降、先ほど本当は交換しなかったけれども、振替しかできなかったレールの部分、または、今回

データ解析をして、グレーというか、今後また補修する可能性があるレールとか、こういったものの新たな補修等、また、今申し上げましたように振替したものを交換したりとか、また、新たな補修等は考えられるのかお伺いします。

また、このデータ解析の中に、あくまでレールのことだけだと思えるのですけれども、関連して、実はこのことが新聞等で報道されたときに、多くの市民の方から大鰐線の鉄橋は大丈夫なのかというような声をたくさん聞きました。この辺もデータ解析、今回の調査等で鉄橋のところを調査したかどうかは分かりませんが、この鉄橋の今の状況というのですか、点検はどうなっているのかとか、今後、例えば修復、補強とか、そういう老朽化したものの修繕というところの見込みについても、分かった範囲でお知らせいただければと思います。

◎地域交通課長（羽賀 克順） まず、データ解析によるレールのことですが、今回振替した5か所については、来年度の国庫補助で、もう既に補助申請をしております、令和6年度の国庫補助事業として対応していきたいと思っております。

また、今回データ解析の中で、この6か所に今回摩耗があったのですけれども、それに限らず、全線の摩耗の状況というのを解析までしております、その解析結果では基準値、振替した後もチェックしまして、基準値以内であったことは確認をしております。

あと、鉄橋については、こちら大鰐線の鉄橋は平成30年に資産価値の調査をしております、その中で6か所、鉄橋の下部工と言われている橋の下部があるのですけれども、橋脚がどうしても老朽化しているというところで、橋台そのものはまだ安全であったというところでございます。その橋脚とか橋台の部分については、令和3年から計画的に実施しております、今年度も実施して

いるところでございます。

◎7番（竹内 博之委員） 私も21ページの8款4項6目の交通政策費について、弘南鉄道の質疑をしてまいりたいと思います。

まず、公共交通の使命・役割として、ほかの委員の皆さんもおっしゃっていますけれども、安心安全な輸送というものが大前提であると私は考えております。今回の補正対応に至る経緯を見ていくと、その大前提が揺らいでいる事態なのかなというふうに考えています。その上で、活性化支援協議会や事務レベルの皆さんの、そういった支援協議の場において、今私が話している大前提を考える上で、経営責任に関する議論というものはあったのか・なかったのか。まず、この点を確認したいと思います。

もう一つ、今回、弘前市議会だけではなくて、ほかの市町村でも議会に諮られているわけですが、議決後の取扱いはどうなるのか。具体的には資金移動とか、恐らく当市から会社に振り込まれると思うのですが、その後、例えば会社から支払いに充てられると思うのですが、例えば銀行に払うのかとか、業者に払うのかとか、そういった資金の動きというものを把握しているのかどうか。把握しているのであれば、少し具体的にお伺いします。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 活性化支援協議会という、例えばですけれども、そういった場で経営責任について議論されているかというところでございますが、経営責任というふうなところできくと、株主総会の場が適切なのかなというふうには思っております。活性化支援協議会というのは、やはり沿線市町村が地域の足を確保するために必要な補修費とか、または利活用といったところの議論をする場でございます。これまで、ちょっと私の記憶では経営に特化したような議論はなかったかなと記憶はしております。

また、議決後の取扱い、費用の取扱いですけれども、現在、会社のほうといたしましても、メインバンクのほうから銀行の融資、短期の融資になると思うのですが、こちらのほうの融資を受ける手続、調整・協議はしているかというふうに認識をしております。その融資の時期と、こちらの補助金の支払いの時期が、どちらが早いかということはあるのでしょうかけれども、もう既に請求が来ているものがあれば、調達できたものから速やかに払っていくのかなというふうに思っております。

◎7番（竹内 博之委員） 今まで経営責任についての議論というのは、記憶中ではないということで、株主総会において、そういったことが話されるのではないかという答弁だったと思うのですが、弘前市も株主ですよ。その上で、株主としての弘前市として、そして今この議会にかかっている様々な支援策を講じる上での、市の見解として、そういった経営責任に関してはどのように考えているかということが一つ。

もう一つ、資金の支払いについては、何に幾ら払っているのか、もちろん私たちにも、こういうものに事業費として使うので、こんき予算措置が必要ですよというのは示されているのですが、実際市からお金が移ってしまえば、何に幾ら使っているのかというのは、それは当然会社側の会計上の話なので、その上で市として、例えば領収証であったりとか、何に幾ら使っていたのかという資金使途の確認というのは現在なされているのか。そこも確認したいです。

◎地域交通課長（羽賀 克順） まず、株主としての経営責任というところでありますので、そこは安全安心が大前提にありつつも、やはり利用者獲得できる場所、やはり稼げるところは稼いでいただきたいというところは、これまでの協議の中とか、打合せの中でもお話はしております

し、会社としてもなかなか実績は見えないでしょうけれども、そういう努力はしているものなのかなというふうには捉えております。

また、使途、何に幾ら使ったのかの確認なのでしようけれども、こちらのほうについては、補助金の交付申請、実績報告のときに、何に使ったかというふうな領収証、また、どの部分に対応したかというふうな写真、また、そういったところも必要な書類は受け取るようになっておりますので、そちらのほうで補助金の明細は確認できるのかなというふうに思っております。

◎7番（竹内 博之委員） これは私の考えも含めてなのですけれども、今回の補正対応に要する事案というのは、リスクマネジメントとか、組織マネジメントにおける経営改善が当然必要な事案なのかなと私は思っています。具体的に、やはり市としても、議決を経てにはなりますけれども、経営改善に至った部分というのは、しっかりと拾い上げていかなければいけないと思いますし、弘南鉄道の様々な議論というのは、これまでも議会で様々されてきました。やはり一つ気になるのが、経営改善の部分にしても、議会の議論というのは、会社としてしっかり全部見てもらえているのかなという部分も不安としてはありますし、見た・見ていないという議論をしてもなかなか前に進みませんけれども、やはりこの議会の議論というのをもずっと積み重ねてやってきておりますので、そこは改めて私も会社も、この議会の議論というものをしっかり重みを持って、経営改善に具体的にしっかりと取り組んでいただきたいということで終わります。

◎10番（成田 大介委員） それでは、私からも8款4項6目交通政策費について質疑いたします。

今、竹内委員からも、経営改善というようなどころの話もあったのですけれども、私からは、当

時、脱線事故が起こって、今いろいろなレールの補修であったり、ちょっとなかなか開通できなかったという事情があるのは、今、るる聞いておりましたが、そもそも人材といたしますか、弘南鉄道の職員の方、人事といたしますか、例えば整備であったり、あるいは運行であったり、いろいろな部署があると思うのですけれども、その辺の人員というのはどのように割り振られて、それは適正なのかどうかというのが、意見があればお聞かせいただきたいです。

もう一つが、単純に定期券とか、そういうものを買っている乗客の皆さんに対しての対応はどうしているのか。今後そういう人たちに対しては、どういうふうなアナウンスをしていくのかというのが分かればお聞かせいただきたいです。

◎地域交通課長（羽賀 克順） まず人材のほうですけれども、従業員のほうはたしか66人前後だというふうに思っておりました。適正かどうかというふうなところは、ちょっと私の中でなかなか評価しづらいところではあるのですが、会社としては車両、電気部分、それから本社部分、線路の補修部分とというふうな割り振りをして人材のほうを充てておりまして、会社のほうとしてはしっかりやっているものなのかなというふうには考えております。

あと、定期券の対応ということですが、バス代行が始まるまでは、全線運休でありましたので、9月25日の全線運休から10月2日に代行バス始まる前の1日の期間は、今ある定期券の期限を少し延ばすというふうな対応を取っておりまして、実質還付とかというところも、初めはやらなかったのですけれども、やはり長期化的したときに定期券還付の対応を求めておられましたので、定期券の還付というところはやっていたというふうな話は聞いております。

◎10番（成田 大介委員） やはり、今こうい

う状況になっていますので、たればの話はあまりよくないのではないかなと思っております。そこは人員の、職員の配置的な部分であったり、民間だからそこまで入れないのだというようなところもあるのかもしれないのですけれども、やはり市としてそれほどのものをしっかり投入しているわけですから、たればの話ではなくて、やはりしっかりとそういうところにも、別に人事を左右しろとまでは言いませんけれども、やはりどこにどういう専門の方がいるのかというようなところ。

あとは、今回たまたま——たまたまというか、脱線事故が起きて、そういう専門的な検査とか点検というものを改めてして、今この状況があると思うのですけれども、これは最後に一つ、点検というものは恐らく定期的にやられているのではないかなと思うのですが、その頻度というものを教えてください。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 定期点検の頻度ですけれども、定期点検は年3回やられておまして、雪が降る前、それから雪が解けた後、それから夏の頃に法定点検という形で年3回やられております。

◎10番（成田 大介委員） ここは何とか、なかなか人事に対して口を挟めるというのは、またそこはすみ分けしていかなければいけないのでしょうけれども、やはりしっかりと意見するところはして行ってほしいと思いますし、実際、利用者の方も、やはり学生さんを含めて、いろいろな知り合いも乗っています、義塾、聖愛もいますけれども、やはりその辺が最初、その定期券の部分に関してはどういうふうな扱いになるのかというのが、しっかりとアナウンスがないというようなところの声も聞こえているのも事実です。ただ、一つよかったのは、あれは恐らく各学校なのかどうか分かりませんが、100円の

割引券の5枚つづりだか10枚つづりだかのやつを、開通してからは皆さんに渡されたという話は聞いていましたので、そういう取組はいいかと思うのですが、やはりそういうのはしっかりと乗客に対してアナウンスしていく。そして、やはり本当の経営の中身まではなかなか口を挟みにくいでしょうけれども、やはり適材適所を、どのような運営をしているのかということもしっかり把握してもらいたいなどお願い申し上げます。

◎16番（木村 隆洋委員） 私も8款4項6目、21ページ、弘南鉄道安全輸送設備整備等特別対策事業費補助金についてお伺いいたします。一般質問においても、ちょっと質問もさせていただいたのですが、その答弁も踏まえたところも合わせてちょっと質疑させていただきます。

まず初めに、弘南鉄道のレールの摩耗度の計測の仕方についてお伺いいたします。8月6日、大鰐線で脱線事故が発生しまして、8月23日に運転再開をしております。その時点では、明確な事故原因は判明していないという中で、想定されるのがレールの摩耗だろうということでありました。弘南鉄道が次の日、8月24日、鉄道総合研究所にレールの摩耗の調査依頼をしております。9月7日、8日に測定をして、9月21日に弘南鉄道が測定した摩耗よりも、摩耗の数値に差異があったと、鉄道総合技術研究所が測ったものに関しては。それを21日に運輸局に相談して、測り直しをしたほうが良いということで青い森鉄道から測定器を借りて、9月25日に運転見合せをして測定したと。

私自身は、そもそもの測定方法が間違っているのではないかというお話を一般質問でもさせていただきました。市の答弁は、この計測機器は他の鉄道でも使われておりますので、測定そのものには間違いがないという答弁でした、最初の。ただ、鉄道総合技術研究所に相談をして差異があっ

て、運輸局からも指導があって、差異があると。でも、そもそもの測定値も間違いではないというお話だったのですが、同じ質問をさせていただいた同日、千葉委員からも質疑があったのですが、弘南鉄道が記者会見をやっております。我々、映像では見れません。新聞報道によれば、弘南鉄道の常務は、レールの形状の変化を加味せずに測定していたと、職員の知識不足もあったと、そもそもの測定方法に誤りがあったというふうに新聞報道もされております。

市は誤りはないという認識で、弘南鉄道は誤りがあったという報道等がされております。まず、この認識の違いについてどうなのかお尋ねいたします。

それと、先ほどから6か所の摩耗があったというお話でありました。黒石・境松駅間、478メートルのレールの交換を行ったと。それ以外に関しては振替を行ったというお話であります。先ほど羽賀課長の答弁で、それ以外にも5か所やりたかったのだけでも、レールの発注等の関係もあってできなかったと。先ほど申し上げた12月5日の弘南鉄道の記者会見の報道によれば、残り5か所のレールの交換については、順次、来年度以降行う意向を表明しております。

これまでの議論を通じて、レールの交換に関しては国からの補助が出る。これはちょっと推測になるのですが、黒石・境松駅間のレールの交換を行ったのが478メートル、値段が約2310万円あります。それ以外の振替を行った区間をトータルすれば667メートル、正確な数字は分からないですけれども、恐らく3000万円程度は行くのかなと、もうちょっと超えるのかなという推測が成り立ちます。国からの補助が出る、3分の1の補助が出る、2分の1は弘南鉄道に負担をしていただいて、それ以外は、周辺5市町村で負担をするというのがこれまでの市の考え方だったように思い

ます。そうすると、この残り5か所の負担に関しても、同じような考えで市は負担をしていくのかどうか。市だけではない、周辺5市町村も、この残り5か所のレールの交換についても負担をしなければならないのかどうか。まず、この2点をお伺いいたします。

◎地域交通課長（羽賀 克順） まず初めに、認識の違いというところなのですけれども、記者会見のほうではそのような発言はあったのですが、私も会社のほうに確認したところ、詳しくは現在調査中である運輸安全委員会の事故報告書において、今後明らかにはなりますが、会社としてはというふうな見解で申し上げておりましたので、当局といたしましても、やはり運輸安全委員会の報告結果で今後、明らかになるものではないかなというふうに思っておりますので、今回は会社が独自でそのような判断をしたものなのかなというふうに認識しております。

また、今後のレールのほうの対応ですけれども、残り5か所、こちらは来年度の国庫補助のほうで、もう補助申請をしているのですが、11月に県、それから沿線市町村とで活性化支援協議会の枠組みで国庫補助のほうを支援しておりまして、そちらのほうで合意形成は取られておりまして、来年度、5か所で約2800万円ほどの事業費を計上して、今国のほうに申請しているところでありまして、来年度の通常国会のほうの予算で審議されるものかなというふうに思っております。

◎16番（木村 隆洋委員） 今のところは、その2800万円のうち、5市町村で負担があるのかどうかというのは答弁していないので、委員長、これは答弁漏れでまず、いいですか。

◎地域交通課長（羽賀 克順） 答弁漏れ、すみませんでした。

来年度予算で県、それから沿線市町村で、また、国のほうも入れて協調補助していきたいとい

うところで合意形成を取っております。

◎16番(木村 隆洋委員) やはり、また負担額が増えていくのかなと、支援額が。我々、この弘南鉄道弘南線・大鰐線維持活性化支援計画において、大鰐線は5か年、弘南線は10か年支援をしていく。額でいけば、弘南線は10か年で、国・県、4市町村も合わせて4.4億円、大鰐線に関しては、国、県、2市町合わせて5.1億円の支援をしていくということになっております。弘前の負担は、弘南線が10年で1.7億円、大鰐線が5年で3.7億円ということになっております。

この維持活性化支援計画、先ほど課長の御答弁でも、蛭名委員の質疑にもありましたが、その前に前段階で基本方針があります。そこで、あくまで弘南鉄道の中長期計画、10か年計画を基にこの支援計画を行うと。今回、この支援計画、もともとの維持活性化支援計画のお金の負担が半分ぐらい行くのは、ほとんど安全運輸対策であります。となったときに、この基本の中長期計画の土台も崩れている、我々の維持活性化支援計画のそもそもの土台が今回で私は崩れたと思っています。となれば、もうレールの測り方が違っていたとなれば、ほかも違ってくる可能性が、これから残りの5か所、今回発見されただけではなくて、10年、20年を維持したいときには、もっと出てくる可能性があると思っています。

その中で、この周辺5市町村で掲げているこの維持活性化支援計画、弘南鉄道の中長期計画で見直すとなるのですが、この支援額というのは、まず見直すとなれば額が増えると思います、どう考えても。その想定というのを今後どのように考えているのか、まずお伺いいたします。

それともう1点、先ほど維持活性化支援計画でうたわれている支援額の話をさせていただきました。令和3年度から始まっている支援計画の中で、現時点で我々弘前が、維持活性化支援計画以

外で負担しているお金が5183万円であります。弘南線3843万円、大鰐線1340万円、これは運行継続支援金とか、それこそ安全輸送の対策整備費とかということで支援しています。今回新たに我々、約3700万円、また支援をすとなれば、この維持活性化支援計画以外で、3年足らずで約8800万円の支援を弘南鉄道に、可決すれば行うことになります。新たに、残り5か所のレールの部分の累計も出てくる。これだけを税金で負担するということは、弘前市民の理解を得られるとお考えなのかお伺いいたします。それと、弘前市以外の周辺4市町村に対しても、同様に理解を得られると考えているのかお伺いいたします。

◎地域交通課長(羽賀 克順) まず、支援額が今後増加する見込みではないかというところの想定の話です。現在、会社のほうでも令和6年、7年以降の修繕費のほうを精査しておりまして、線路のほうはやはり前倒しに修繕していく。金額のほうはいまだ精査中なので、ちょっと数字のほうは押さえていないのですけれども、やはり前倒ししていく。また、電気系統のほうもやはり老朽化が激しくなっているというふうなお話は聞いていますので、そちらのほうも前倒ししていくもののかなというふうに捉えておりますので、そちらのほうの精査を少ししていきたいというふうに思っております。

また、今回支援するに当たって、市民の方から理解が得られるのかというところでありまして、確かに厳しい意見とかというふうなお話も聞いてはおりますし、一方ではやはりなくてはならない路線だというふうな話も聞いてはおります。やはり、現時点では基本方針にのっとった、やはり重要な社会インフラであるということと、今後の地域活性化に求められる鉄道だということの基本方針の趣旨に基づいて支援するのが、やはり今は適切なのかなと思っております。

ただ、今後、大鰐線の令和8年度以降の在り方を協議するに当たっては、いろいろな方々に御意見を聞きながら、どういったことになるのかというところを少し深掘りして検討していきたいというふうに思っております。これは4市町村のほうにも、そういった形で事前に説明はしております、今回このような一定の支援をしていきたいと思いますというふうなことで、一定の理解は得られているものかなと思っております。

◎16番（木村 隆洋委員） 今、課長の御答弁で周辺4市町村の理解を得られているというお話がありました。今回、一般質問する、今は補正予算の審議というのに行くに当たって、周辺5市町村、田舎館は既に可決しているというふうに伺っておりますが、残りの4市町村の議員の方々の御意見をかなり伺わせていただきました。私は、弘前以外の周辺4市町村の議員の方々も、今回の補修に関しては疑念を大変感じているというふうな意見を多数伺っております。

そういう意味では、先ほど来申し上げている維持活性化支援計画の中で、弘南線に関しては10年で弘前市の負担が1.7億円、大鰐線に関しては5年で3.7億円、両線合わせて5.4億円を支援すると。債務負担行為も設定されてという形ですが。その中であって、まだ3年もたっていないのに、これが可決すれば約8800万円が支援される、民間企業に対して。今の形だと、残り5か所のレール部分に関しても、周辺5市町村でまた支援をしていかなければいけない。これはいつまでどうなって、そもそもの支援計画の在り方自体も果たしてよかったのかなど。本当にもう一度フラットに全部作り直さないと、これは受益者負担の観点からも、税金の使い方のあるべき姿として本当にいいのかと私は疑問に感じている部分があります。これは一般質問でもお話しさせていただきました。

周辺4市町村の議員の方々ともお話しさせていただいたときに、我々はこうやって話をするのは、やはり税金の使い方に対して、市が支出することに対してのお話しかメインでできないです。仕方がないのですけれども、弘南鉄道と直接話ができる、弘南鉄道がどういう考えで、本当にどういう意欲を持って、我々がどういう責任を持って地域の足のために頑張るのだとか、そういう姿をやはり見えないのです、正直な話。そういう姿を、結構ほかの市町村の議員の方々もやはりそこを求めているのです。弘南鉄道がどう考えているのか、本当にどうなのか。こういう言い方すればあれですけども、5市町村が何かあればやってくれるのではないかという姿に見えざるを得ない状況に今の状況はなりつつあると思います。

そういう意味では、最後、要望に近いのですが、答弁を求めますけれども、こういう、我々議員に対しても、弘南鉄道が話をできる、説明する場をぜひ市が中心となって設けていただきたい。これは要望も含めて、最後お願いをして、答弁は求めます。

◎都市整備部長（小山内 孝紀） ただいまの御質疑につきまして、今回の事案につきまして、弘南鉄道株式会社としても、非常に重く受け止めているという状況でありますけれども、それに従って、また、今後はいろいろな対策をしていただけるのだろうというふうに思っています。私たち弘前市としても、やはり安全対策をしっかりとやっていけるのかどうかといったところを会社にしっかり示していただきたいというのもございますし、もちろん、やはり民間の企業ですので、経営といったものは会社としてどうやっていくのかというものを改めて見直ししてもらいたいということをこれまでも何度か申し上げてまいりました。

その上で、やはり市といたしましては、住民の公共交通、市民生活の足として確保していく上

で、必要なものであれば支援する必要があるだろうというふうに思っております。そういったいろいろな背景の中で、弘南鉄道株式会社の話の聞ける場といったところにつきましては、議会とかの求めに応じて、また、会社のほうともどういった対応ができるかといったものは相談してまいりたいと思っております。

◎26番(工藤 光志委員) 同じく、8款4項6目、弘南鉄道のことなのですが、大分分かってきました。

今日午前中に松橋委員が学校の給食センターのことで、器具の耐用年数のことをお尋ねになりました。耐用年数を過ぎてからだから、ちゃんと計画的にそれを交換していかなければならないのだよという話になりました。このレールもそうなのです。今、事故が起きてからそういう対応をして、要するにけがをしてから今添え木をやって包帯を巻いて補修しているみたいなもので、そうではなく、レールならレール、これは安全第一の一番の基本。電車が走らなければ、何もそれはそれでいいのだけれども、路線ねば、はっけねわけだでばな。それ、一番の基本のことがまず必要なわけです。取替えだと思っていたら、何かと入替えて、そのレールは金額がかからないわけだ。人件費だけだ。人件費はほかのところに委託をしてやられたのか、一つ。

それから、近々で、新品のレールに替えたのは、全路線の線路を替えたのはいつか。入替えたのはいつか。

それと、もう一つは、いろいろ補助金を出しているのですが、そもそもこの補助金、支援金が何年から出てきたのか。最近で、この8年間で、事故が起きてから8年間は支援していくと言ったけれども、5年間でどのくらい、名目ごとに教えてください。

それから、先ほど課長がなければならぬと、

絶対なくしてはならないという意見があると。その方々の各駅、大鰐線、弘南線の各駅の午前、午後の乗降客の人数を教えてください。

◎地域交通課長(羽賀 克順) 今回、6か所、その摩耗のところを対応したときに外注しております。その外注した場所は、境松・黒石駅のレール交換のほうを外注しており、また、そのほかの大鰐線のほうでも、中央弘前から弘前高校下の駅の補修のほうも外注しているところがございます。

また、レールを入替えたのはいつですかというふうな御質疑だったと思うのですが、今回の6か所の対象のところを事前に確認したところ、昭和60年代前後に一度交換して、それから今の状態に至っているというところで聞いております。

次に、補助金の名目別というところですが、大鰐線については平成25年度に大鰐線存続戦略協議会というのが立ち上がりまして、そこから本格的な補助を入れているというふうなところでございますが、大鰐線存続戦略協議会では、弘前市では令和元年度に解散するまでに4120万円になっております。あと、支援計画をつくるまでの間、2年間ほど運行の赤字に対しての補助金というところで運行費補助金というのを補助しております。そちらのほうは2年間で、令和2年、令和3年分で約5940万円です。次が支援計画、こちらは令和3年度から支援計画を行っております。令和3年、令和4年で8190万円ほど支出しております。また、新型コロナに関する利用者減少や燃料費の高騰というふうなところの運行継続支援金というところで、こちらは令和3年、令和4年で340万円、市のほうは補助しております。合計で1億8600万円ほど補助しているところでございます。

また、利用者数のほうは、すみません、ちょっとデータを持ち合わせておりませんので、後ほど

御説明したいと思っております。

◎26番(工藤 光志委員) へずねな。部長も課長もへずねべ。この活性化計画をつくったのが、部長が課長時代、課長が課長補佐時代につくって、すごく未来が明るいような計画をつくったのですよね。その間、まだ計画の途中で脱線事故が起きて、またこのような事業費を組まなければならないという、非常に苦しい立場で、正直にしゃべってへずねべ。んだいな、へずねわけだでばな。

今聞いたところ、線路を1回替えたのは昭和の年代だと。それから何年たっちゅうわけよ。その間、保守点検をやってきたでしょう。保守点検をやって、都度、摩耗していれば取り替えねばまいねべ、とにかくお客様第一なわけだじゃな。何もそれをやらないで、測ってみたら、再度ほかのところ委託したら差異があると。自分たちは間違っていないということでやったのが、そういう結果になってきているわけだっきゃな。いつまでもこういう状態でやっているのであれば、市民の同意は得られないよ。我々議員が市民の人たちに聞かれたときにどうやって説明せばいいのか。難しくても説明できないよ、これだば。

なくてはならない鉄道というのは、これは市長の思いでもあるよね。前の市長のときに、こういう経営危機があつて、廃線しにやまいねんでねがとなったときに、支援するからもう少し頑張ってくれとやってきた。この事業というのは、行政というのは継続性があるから、前の市長がどうのこの、今の市長がどうのこのではないのです。ちゃんと真面目に、お客の安全安心を第一に考えた会社でなければならないのに、ただここで、くせがついでまっちゅんだって、1回そういうことをやれば。

その辺のところを、ちゃんと担当部、担当課としては強くしゃべねばまねんだって、これは。こ

のままいけば大鰐線だけではなくて、いずれは弘南線もこういう状態になっていくわけよ。そこだけ交換したからいいという問題ではねわけ。抜本的に線路は交換しなければならないし、電車そのものだって、あれは中古だっきゃ。へば、中古で、あと何年乗れるのか。その電車を取り替えねばまねときも来るのだよ。線路の交換だって、委託したと、へば委託はどここの会社に何ぼで委託させたのか。自前でやったのか、委託だべ。へば、人件費が入って、どここの会社でどうやったのかということを考えねばまねじゃな。

最後に、先ほど木村委員が今後の対応について、部長が答弁したけれども、はっきりしゃべって、あと何年補助金を出して支援していけば、弘南鉄道をこのまま存続できるのか。行政としては、赤字の補填はできないことになっているはずなのに、赤字の補填をしているのだよ、5940万円。その辺のところをもう1回、部長が責任を持った答弁をしてください。

◎都市整備部長(小山内 孝紀) あと何年支援していくのかといったところでございますけれども、いつまで支援するのかといったことも含めまして、令和5年度——今年度末の状況を見て、来年度以降に協議していくわけですけれども、その協議の結果によって、また支援が延びていくこともあると思いますし、支援が終わるということもあると思います。やはり、弘南鉄道もそうですし、路線バスもそうですけれども、なかなか運輸事業者、輸送事業者だけの収支だけでは維持していけないというような状況があるというところは同じかと思っています。ただ、バスと鉄道の違うところといったところも加味しながら、やはり行政として、どういったところまで支援するのが適切なのかといったこともしっかりと捉えながら、検討してまいりたいと思っております。

◎26番(工藤 光志委員) 最後にします。今

の鉄道のことだけで議論していますけれども、バス運送も代替でやったわけですね。同じグループ会社です。弘南グループの会社です。法人格は違うけれどもグループになっている……なっていないのか……。

分かりました。では、別な角度から。その中で弘南鉄道の代替路線で弘南バスを使ったということで、ほかの会社を使う選択はなかったのか。その辺のところ、鉄道の運賃でバスの代替運転をしたと。その差額をバス代として弘南鉄道から支払いをしたということなのでしょうか。その差額はどのくらいだったのかを教えてください。

◎地域交通課長（羽賀 克順） バス会社のほうは弘南バス以外にも手配はしておりまして、たしか浪岡にあるバス会社だったかなというふうに記憶はしております。そちらのほうも併せてやっていたということで、弘南バスだけでも、やはりちょっと全部の対応はできなかったというところは聞いてはありました。

運行委託費と運賃収入の差額については、すみません、ちょっと資料をそろえておりませんでした。大変すみませんでした。（「後で」と呼ぶ者あり）

◎27番（清野 一榮委員） 今までは、いわゆる足のほうでずっと議論してまいりましたけれども、私は乗客数、利用客数数のところ、少し質疑をしたいと思います。

まずは、利用者数を増加するための方策をどのように求めているか。

それともう一つ、これは私の孫のことですけれども、東奥義塾高校前駅から中央弘前駅までと、JR石川駅から弘前駅までの所要時間と代金を覚えていたら教えてください。私は知っているのですが、まずはそこを質疑いたします。

◎地域交通課長（羽賀 克順） まず初めに、J

R弘前駅から石川駅ですが、約7分から8分の運行時間かなと思っています。料金も240円だったかなというふうに記憶しております。

あと、利用者をどのように増やしていくかというところですが、現在、弘南鉄道のほうでも、やはり沿線住民には少しでも安く乗っていただきつつ、観光客については少し付加価値をつけて高い料金設定でやっていくといったところで、利用者向けと、あと観光客向けというところで料金を2種類設定したいというふうに検討しております。来年度からそういったところで実現していくものかなというふうに考えております。

◎27番（清野 一榮委員） 確認しますが、石川から弘南の中央駅まで240円の6分と言いましたよね。これ、ちょっと2問に入れないで、2回目に入れないでください。

◎地域交通課長（羽賀 克順） すみません。先ほどの答弁、JRの場合の時間と運賃でございました。大変失礼しました。

弘南鉄道の大鰐線の義塾から中央弘前駅までですけれども、340円くらい……。（「んでねんだね」と呼ぶ者あり）

すみません。時間のほうは20分くらいかなというふうに思っております。

◎27番（清野 一榮委員） 今2問目な。料金は、聞くところによりますと、JRは200円だそうですよ。石川駅から弘前駅まで。それで弘南鉄道は400円だそうです。それで20分くらいかかる。倍だそうですよ。それで、利用客数を増やせとしても無理だと思います。私の場合は、旧相馬村ですから、どちらも選択できるわけです。そうすれば安いところを使いますよ。大鰐線を使う人、大鰐の沿線より使わないのです。相馬の人は400円のに乗りませんよ。そういうことから、安全安心の足の部分はかなり力を入れておりますけれども、利用客・乗客数のそこら辺を、ただ観光

客といっても観光客が何ぼ乗るものだ。どこに行くのですか。見るところありませんよ。そういうことでは、日常の利用者数を増やすという方策をしてください。方策をして、それにお金を出すのだったら駄目ですよ。前は、コロナで乗客数が少ないから補填をしましたけれども、今度は利用客数が少ないからの補填というのは、それは我々としては、議会としてもそれはなかなか難しいと思います。そこら辺の認識をしていただきたい。

先ほど木村委員もおっしゃっていましたけれども、田舎館村はもう可決、今日の新聞でしたか、黒石市議会も可決しています。私の知り合いもなして弘前は賛成すんだばというふうな、そういう声があるというふうなことをきちんと認識していただきたい。なして弘前は賛成すんのよと、わんどだっきゃ反対だんだというふうな、そういう、それは多数の意見ではないにしても、議員の中では、5市町村の中ではそういうのもあります。ましてや、大鰐町の議員あたりは、その高い電車に乗る必要はない、JRがあるから大丈夫だというふうな、そういうふうな議員もいるというふうなことをきちんと認識していただきたい。これに対しての認識を少しお聞かせ願いたいと思います。

◎都市整備部長（小山内 孝紀） JRと弘南鉄道大鰐線、運賃的にも倍違うとか、定期になってくると3倍違うとか、いろいろな運賃の差額はあるといったところも一つ大きな違いかと思っております。ただ、駅の数で見ますと、JRというのは途中、1か所にしか止まらない、大鰐線は小まめに止まるということもあって、通学とか日常生活の上では非常に便利な部分、また、便数も多いといった部分で便利だということで、金額的には高いけれども、大鰐線を選ぶという方々もいらっしゃるということで。

ただ、やはりどちらを選ぶかというところは、その方々の使い方もしくは求めるところによって

選択されるところだろうなどは思いますけれども、ただ、やはりそれだけ違いがあるといったところも踏まえながら、また、通勤・通学だけではなく、日常利用といった点でも沿線のいろいろな店舗とかを使っていたら、往復で乗った際には帰りの運賃が100円とか、そういった日常利用の促進などにも、我々はいろいろな取組やっておりますので、そういった視点も欠かさず、観光だけに頼ることがないような形でやっていきたいと思っております。

◎委員長（佐藤 哲委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第142号令和5年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康子ども部長（佐伯 尚幸） 議案第142号令和5年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

国1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に1124万3000円を追加し、補正後の額を187億5122万7000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、国7ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費の1124万3000円の追加は、職員の新陳代謝等に伴う人件費分であります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、国6ページにお戻り願います。

6款1項1目一般会計繰入金の1124万3000円は、歳出予算に対応する歳入予算として、一般会計からの繰入金を追加するものであります。

説明は以上です。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第143号令和5年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予

算(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（佐伯 尚幸） 議案第143号令和5年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

後1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に447万6000円を追加し、補正後の額を23億73万8000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、後7ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費の447万6000円の追加は、職員の新陳代謝等に伴う人件費分であります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、後6ページにお戻り願います。

3款1項1目一般会計繰入金の447万6000円は、歳出予算に対応する歳入予算として、一般会計からの繰入金を追加するものであります。

説明は以上です。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第144号令和5年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第5号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（秋元 哲） 議案第144号令和5年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

介1ページを御覧願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に946万1000円を追加し、補正後の額を222億6619万1000円にしようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介7ページを御覧願います。

1款1項総務管理費の946万1000円の追加は、職員の新陳代謝等の伴う人件費について追加計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介6ページにお戻り願います。

7款繰入金の946万1000円の追加は、歳出の総務費に係る一般会計からの繰入金を追加計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎委員長（佐藤 哲委員） 次に、議案第145号令和5年度弘前市水道事業会計補正予算(第5号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（小野 敦弘） 議案第145号令和5年度弘前市水道事業会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、職員の新陳代謝に伴う人件費などについて補正をしようとするものであります。

水1ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量は、主要な建設改良事業について、人件費に係る額を改めようとするものであります。

水1ページから水2ページにかけての第3条、収益的収入及び支出のうち、収入では、消費税及び地方消費税還付金など55万1000円を追加し、合計を42億9403万2000円に改め、支出では、給料、手当など1632万9000円を追加し、合計を37億6052万8000円に改めようとするものであります。

第4条、資本的収入及び支出のうち、支出では、給料、手当など198万8000円を追加し、合計を54億7187万3000円に改め、これによる資本的収入及び支出の収支差引き不足額については、損益勘定留保資金などにより調整しようとするものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を、第6条は、他会計からの補助金の額をそれぞれ改めようとするものであ

ります。

そのほか、水3ページから水19ページにかけては、実施計画などを添付してございますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎委員長（佐藤 哲委員） 最後に、議案第146号令和5年度弘前市下水道事業会計補正予算(第5号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（小野 敦弘） 議案第146号令和5年度弘前市下水道事業会計補正予算(第5号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、職員の新陳代謝に伴い、人件費について補正をしようとするものであります。

下1ページをお開き願います。

第2条、業務の予定量は、主要な建設改良事業費について、人件費に係る額を改めようとするも

のであります。

下1ページから下2ページにかけての第3条、収益的収入及び支出のうち、収入では、一般会計補助金など32万円を追加し、合計を54億7249万4000円に改め、支出では、給料、手当など393万4000円を減額し、合計を53億3629万9000円に改めようとするものであります。

第4条、資本的収入及び支出のうち、支出では、給料、手当など21万3000円を追加し、合計を46億8643万3000円に改め、これによる資本的収入及び支出の収支差引き不足額については、損益勘定留保資金などにより調整しようとするものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を、第6条は、他会計からの補助金の額をそれぞれ改めようとするものであります。

そのほか、下3ページから下21ページにかけては、実施計画などを添付してございますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（佐藤 哲委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（佐藤 哲委員） 御異議なしと認めま

す。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎委員長（佐藤 哲委員） 以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

[午後 2時08分 散会]